

## 論点 5 関連

---

### 【論点】

#### 5 監理・支援・保護の在り方

- (1) 新たな制度における監理団体の要件（監理・支援・保護の要件の見直し）
- (2) 受入れ企業等の要件（適格性要件の見直し）
- (3) 優良な団体等（受入れ企業等、監理団体）へのインセンティブ付与方策（事業評価の公表を含む。）
- (4) 悪質な団体等への対応方策
- (5) 外国人技能実習機構の役割に応じた体制の整備等
- (6) 国、自治体、法テラス、弁護士会、NGO等の支援及び相談への関与の在り方（外国人技能実習機構との連携の在り方を含む。）

# 資料目次

・監理団体の概要	P. 1
・監理団体の許可基準	P. 2
・実習実施者及び監理団体の概要	P. 3
・監理団体の傘下実習実施者数	P. 4
・技能実習計画の認定基準	P. 5
・優良な実習実施者及び監理団体(一般監理事業)の要件	P. 7
・優良な実習実施者の要件(詳細)	P. 8
・優良な監理団体(一般監理事業)の要件(詳細)	P. 9
・技能実習生の人数枠(優良な実習実施者に対するインセンティブ)	P. 10
・技能実習制度における実地検査、行政処分等の状況(旧制度、現行制度)	P. 11
・監理団体の行政処分の内容	P. 12
・外国人技能実習機構の概要	P. 13
・外国人技能実習機構による相談対応・情報発信の概要	P. 14
・技能実習生への一時宿泊先の提供	P. 15
・外国人在留総合インフォメーションセンターについて	P. 16
・外国人在留総合インフォメーションセンターによる相談対応の概要	P. 17
・地域の相談窓口の設置者数と外国人受入環境整備交付金の交付先自治体数について	P. 18
・令和5年度外国人受入環境整備交付金の概要について	P. 19
・受入環境調整担当官について	P. 20
・技能実習生の死亡事案の推移	P. 21
・技能実習生の労働災害発生状況の推移	P. 22
・技能実習生の労災事案防止のための取組	P. 23

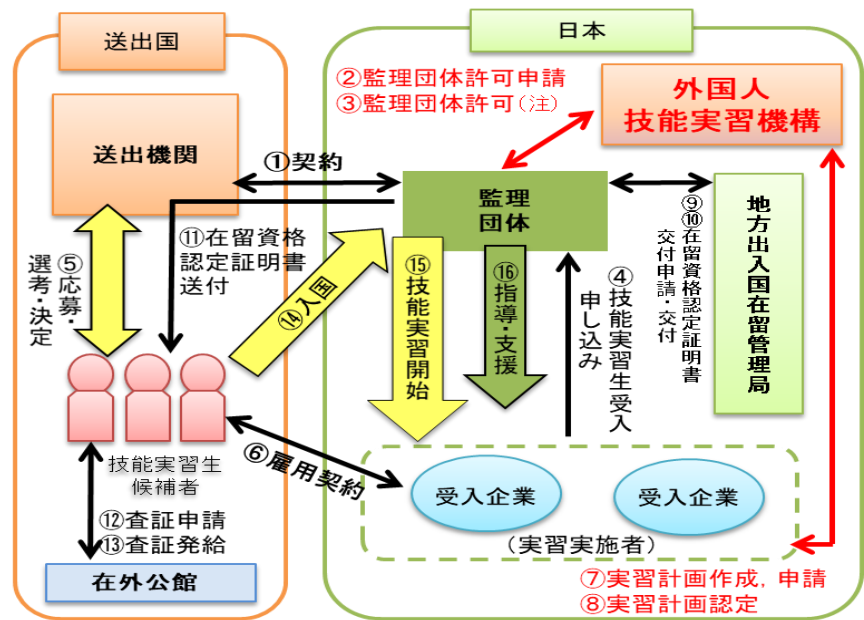
# 監理団体の概要

## 監理団体とは

監理団体とは、団体監理型技能実習において、実習実施者等と技能実習生等との間の雇用関係の成立のあっせんを行い、その後の実習実施者に対する技能実習の実施に関する監理を担う、本邦の営利を目的としない団体

## 要件

- **監理事業を適正に行うに足る能力に関する要件**  
 ⇒ 省令で定める業務の実施の基準に従って、実習実施者への監査等の業務を実施すること
- **財産的基礎に関する要件**  
 ⇒ 直近の財務諸表で債務超過となっていないこと、又は直近の財務諸表で債務超過となっている場合には、今期の決算における債務超過の解消が確実視されること
- **中立性の要件**  
 ⇒ 実習実施者と密接な関係を有しない適切な者を監理責任者として選任するほか、外部役員又は外部監査のいずれかの形で監理団体に関与させること



注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

## 業務内容

- 1 実習実施者への対応**  
 ⇒ 監査（3か月に1回以上）、臨時監査（実習認定の取消し事由のいずれかに該当する疑いがあることを把握したとき）、及び訪問指導（第1号技能実習を対象とし、1か月に1回以上）の実施、技能実習計画の作成指導、団体監理型実習実施者への助言、指導等
- 2 技能実習生への対応**  
 ⇒ 入国後講習の実施、帰国旅費の負担、技能実習生の国籍に応じた相談応需体制の整備、やむを得ない事情により技能実習が困難となった場合における円滑な転籍の支援等

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

## 監理団体の主な許可基準

### ① 営利を目的としない法人であること（※）

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

### ② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること（※）

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は3か月に1回以上、監査は以下の方法による必要がある）

ア 技能実習の実施状況の实地確認

イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること

ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談

エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧

オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

- ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認

- ・ 適切かつ効果的に技能実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

### ③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること

### ④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること

### ⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること

### ⑥ 基準を満たす外国の送出国と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること

### ⑦ 優良要件への適合＜第3号技能実習の実習監理を行う場合＞

### ⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）

- ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）

- ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。

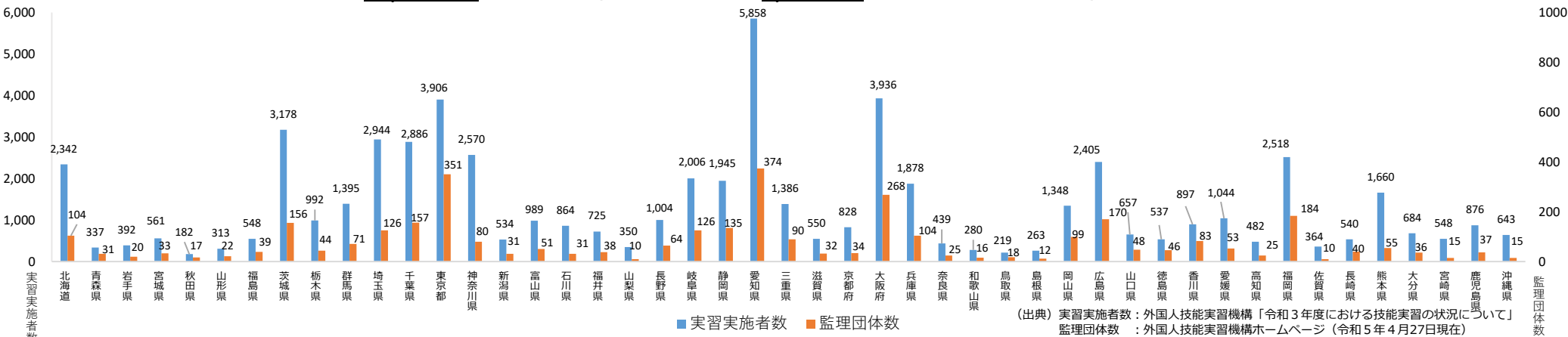
また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

# 実習実施者及び監理団体の概要

- 実習実施者数は、令和3年度時点で61,803機関と、平成27年からの6年間で約1.7倍に増加。建設業と製造業で7割以上を占める。
- 監理団体数は、令和5年4月27日現在で3,626団体と増加傾向にある。団体種別では中小企業団体が9割を占める。
- 令和3年度における監理団体のうち、複数の事業所を設けているものは151団体（全体の約5%）。

## (1) 都道府県別 実習実施者数 61,803機関（令和3年度）、監理団体数 3,626団体（令和5年4月27日現在）



## (2) 実習実施者数の推移

平成26年（注1）	平成27年（注1）	令和2年度	令和3年度
31,642	35,370	66,817	61,803

## (3) 監理団体数の推移

平成26年（注1）	平成27年（注1）	令和2年度	令和3年度	令和5年4月
1,885	1,889	3,276	3,505	3,626

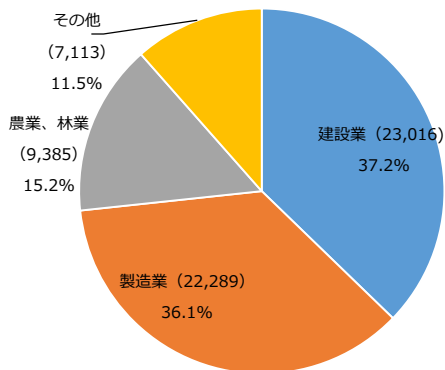
（注1）出入国在留管理庁において業務上集計したもの（平成26、27年）

（出典）外国人技能実習機構「令和2年度における技能実習の状況について」「令和3年度における技能実習の状況について」「令和2年度業務統計」「令和3年度業務統計」（令和2年度、令和3年度）

出入国在留管理庁ホームページ（令和5年4月27日現在）

## (4) 実習実施者業種別内訳（令和3年度）

（出典）外国人技能実習機構「令和3年度における技能実習の状況について」

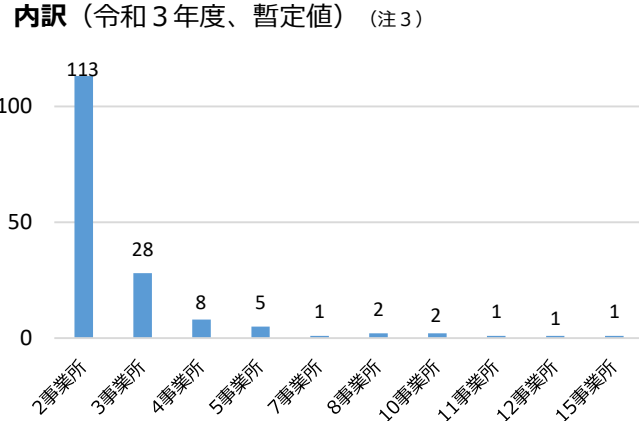


## (5) 監理団体種別内訳（令和5年4月27日現在）

（注2）



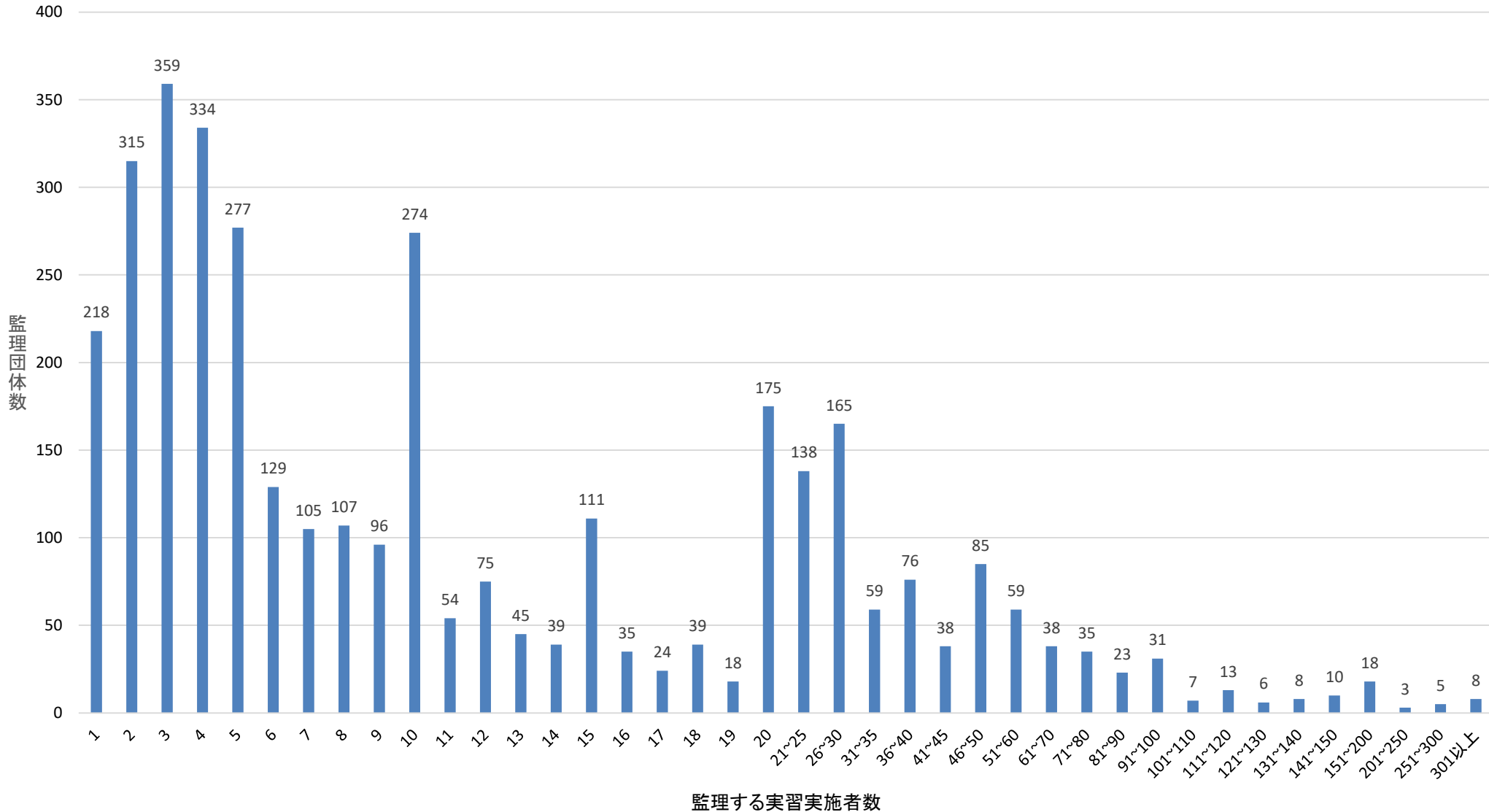
## (6) 複数の監理事業所数を有する監理団体の事業所数の内訳（令和3年度、暫定値）



（注2）出入国在留管理庁において業務上集計したもの （注3）外国人技能実習機構の保有データを基にして集計したもの （注4）表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

# 監理団体の傘下実習実施者数

令和5年6月末時点で許可されている監理団体（3,654団体）について、新規許可申請時に申し出た実習監理する団体監理型実習実施者の見込数は、3者が最も多く359団体であり、10者未満の監理団体が半数以上を占めている（1,940団体（全体の約53.1%））。



監理する実習実施者数

(注) 令和5年6月末時点で許可されている監理団体について、新規許可申請時の監理事業計画書に記載された実習監理する団体監理型実習実施者の見込数を集計したもの。  
(出典) 厚生労働省保有データを基に事務局作成

- 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第9条）

## 技能実習計画の主な認定基準

### ① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

### ② 技能実習の目標

- （第1号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など
- （第2号の目標）技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格
- （第3号の目標）技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

### ③ 技能実習の内容（※）

- ・ 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- ・ 第2号・第3号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること。
- ・ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・ 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・ 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- ・ 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・ 第3号の技能実習生の場合は、第2号終了後に1か月以上、又は第3号開始後1年以内に1か月以上1年未満帰国していること。
- ・ 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）。
- ・ 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- ・ 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。



④ **実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）**

⑤ **前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること**

⑥ **技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）**

⑦ **適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）**

- 各事業所ごとに下記を選任していること。

「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員。

「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員

「生活指導員」（技能実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員

- 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

⑧ **許可を受けている監理団体による実習監理を受けること〈団体監理型技能実習の場合〉**

⑨ **日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）**

- 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）。
- 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
- 食費、居住費等名目のいかんを問わず技能実習生が定期的に負担する費用について、技能実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。

⑩ **優良要件への適合〈第3号技能実習の場合〉**

⑪ **技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※）**

（※）③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となる。



- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

## 優良な実習実施者の要件

(満点 150点)

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
  - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
  - ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
  - ・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
  - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
  - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
  - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
  - ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（45点）
  - ・母国語で相談できる相談員の確保
  - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
  - ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
  - ・技能実習生に対する日本語学習の支援
  - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

## 優良な監理団体の要件

(満点 150点)

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
  - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
  - ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
  - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ③ 法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
  - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（45点）
  - ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
  - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
  - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
  - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
  - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

# 優良な実習実施者の要件（詳細）

得点が満点（150点）の6割以上となる実習実施者は、優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

項目	配点
<b>① 技能等の修得等に係る実績</b> 【最大70点】	
I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・95%以上:20点</li> <li>・80%以上95%未満:10点</li> <li>・75%以上80%未満:0点</li> <li>・75%未満:-20点</li> </ul>
II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 +旧技能実習生の受検者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 * 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする可。 * 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時分の3級程度の技能検定等の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・80%以上:40点</li> <li>・70%以上80%未満:30点</li> <li>・60%以上70%未満:20点</li> <li>・50%以上60%未満:0点</li> <li>・50%未満:-40点</li> </ul>
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けて、合格人数の合計で評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合格者2人以上:5点</li> <li>・合格者1人:3点</li> </ul>
IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄に該当する場合</li> <li>・合格者3人以上:20点</li> <li>・合格者2人:10点</li> <li>・合格者1人:5点</li> <li>・合格者0人:0点</li> </ul>
<b>② 技能実習を行わせる体制</b> 【最大10点】	
I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員有:5点</li> </ul>
II 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員有:5点</li> </ul>

<b>③ 技能実習生の待遇</b> 【最大10点】(※)	
I 第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものとの最低賃金の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・115%以上:5点</li> <li>・105%以上115%未満:3点</li> </ul>
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5%以上:5点</li> <li>・3%以上5%未満:3点</li> </ul>
III 技能実習生の住環境の向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有:5点</li> </ul>
<b>④ 法令違反・問題の発生状況</b> 【最大5点】	
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善未実施:-50点</li> <li>・改善実施:-30点</li> </ul>
II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロ:5点</li> <li>・10%未満又は1人以下:0点</li> <li>・20%未満又は2人以下:-5点</li> <li>・20%以上又は3人以上:-10点</li> </ul>
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当:-50点</li> </ul>
<b>⑤ 相談・支援体制</b> 【最大45点】	
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有:5点</li> </ul>
II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有:5点</li> </ul>
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本人数枠以上の受入れ:25点</li> <li>※基本人数枠未満の受入れ:15点</li> </ul>
IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有:10点</li> </ul>
<b>⑥ 地域社会との共生</b> 【最大10点】	
I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有:4点</li> </ul>
II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有:3点</li> </ul>
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有:3点</li> </ul>

(※) I から III までの各欄の合計が10点を超える場合であっても、10点として計上される。

# 優良な監理団体（一般監理事業）の要件（詳細）

得点が満点(150点)の6割以上となる監理団体は、優良な監理団体の基準に適合することとなる。

項目	配点
<b>① 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制</b> 【最大50点】	
I 監理団体が行う定期的な監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること	・有：5点
II 監理事業に関与する常勤の役員と実習監理を行う実習実施者の比率	・1:5未満：15点 ・1:10未満：7点
III 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員(監査を担当する者に限る。)の講習受講歴	・60%以上：10点 ・50%以上60%未満：5点
IV 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有：5点
V 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること	・有：5点
VI 技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役員が送出国での事前面接をしていること	・有：5点
VII 帰国後の技能実習生に関し、送出国と連携して、就職先の把握を行っていること	・有：5点
<b>② 技能等の修得等に係る実績</b> 【最大40点】	
I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	・95%以上：10点 ・80%以上95%未満：5点 ・75%以上80%未満：0点 ・75%未満：-10点
II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 * 計算方法は実習実施者の①IIと同じ(計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合の加点は行わない。)	・80%以上：20点 ・70%以上80%未満：15点 ・60%以上70%未満：10点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：-20点
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有：5点
<b>③ 法令違反・問題の発生状況</b> 【最大5点】	
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	・改善未実施：-50点 ・改善実施：-30点
II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	・ゼロ：5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：-5点 ・20%以上又は3人以上：-10点
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	・該当：-50点

<b>③ 法令違反・問題の発生状況</b>	IV 直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること(監理団体が不正を発見して機構(旧制度では地方入国管理局)に報告した場合を除く。)	・計画認定取消し(実習監理する実習実施者の数に対する認定を取消された実習実施者(旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。)の数の割合) 15%以上 -10点 10%以上15%未満 -7点 5%以上10%未満 -5点 0%を超え5%未満 -3点 ・改善命令(実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者(旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。)の数の割合) 15%以上 -5点 10%以上15%未満 -4点 5%以上10%未満 -3点 0%を超え5%未満 -2点
<b>④ 相談・支援体制</b> 【最大45点】(※)		
I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有：5点	
II 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること	実習監理を行う実習実施者の数に対する登録した実習実施者の数の割合 50%以上 15点 50%未満 10点	
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと	実習監理を行う実習実施者の数に対する受け入れた実習実施者の数の割合 50%以上 25点 50%未満 15点	
IV 技能実習生の住環境の向上に向けた取組 (i) 入国後講習時の宿泊施設 (ii) 実習時の宿泊施設	・有 i 5点 / ii 5点	
<b>⑤ 地域社会との共生</b> 【最大10点】		
I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること 実習実施者を支援していること	・有：4点	
II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有：3点	
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有：3点	

(※) I からIVまでの各欄の合計が45点を超える場合であっても、45点として計上される。

## 基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

## （参考）旧制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれない。

## 人数枠（団体監理型）

通常の者		優良基準適合者		
第1号（1年間）	第2号（2年間）	第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

## 人数枠（企業単独型）

企業	通常の者		優良基準適合者		
	第1号（1年間）	第2号（2年間）	第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。  
（1号技能実習生：常勤職員の総数、2号技能実習生：常勤職員数の総数の2倍、3号技能実習生：常勤職員数の総数の3倍）
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した技能実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。



- 実地検査件数について、旧制度の直近3年分は968件、現行制度の直近3年分は66,995件となっている。
- 行政処分の件数について、旧制度の直近3年分は725件、現行制度の直近3年分は445件となっている。

## 1 実地検査の件数

	旧制度		
	平成27年	平成28年	平成29年
実習実施者	394	208	124
監理団体	92	80	70
合計	486	288	194

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの



	現行制度		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実習実施者	14,970	17,308	24,105
監理団体	3,087	3,363	4,162
合計	18,057	20,671	28,267

（出典）外国人技能実習機構「令和元年度業務統計」「令和2年度業務統計」、「令和3年度業務統計」

## 2 行政処分等の件数

### ① 許可・認定の取消し（旧制度は不正行為による受入れ停止）の件数

（単位：機関数）

受入れ種別		旧制度		
		平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型		3	2	3
団体監理型	実習実施者	238	202	183
	監理団体	32	35	27
合計		273	239	213



現行制度		
令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	1	1
76	176	113
13	13	12
90	190	126

（単位：機関数）

### ○受入れ企業への認定の取消し（旧制度は不正行為）の上位3事由

#### <平成29年（旧制度）>

- 1 賃金等の不払 136件
- 2 偽造文書等の行使・提供 51件
- 3 労働関係法令違反（注） 24件

#### <令和4年度（現行制度）>

- 1 労働関係法令違反（注） 39件
- 2 業務内容の齟齬 27件
- 3 賃金の不払 24件

（注）「賃金等の不払」に該当する行為を除く。（現行制度においては、賃金等の不払により刑罰が確定した者を含む。）

### ② 改善命令の件数

受入れ種別		旧制度		
		平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型				
団体監理型	実習実施者	対応データなし		
	監理団体			
合計				



現行制度		
令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	0
6	6	0
2	10	15
8	16	15

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの

- 改善命令がされた場合、監理団体は定められた期限内に命じられた事項について改善措置を講じ、改善報告書を提出することが必要。改善命令に従わない場合や、改善措置を講じたとしても適切な措置であると認められない場合には、監理団体の許可の取消事由となる（法第37条第1項第4号）ほか、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象ともなる（法第111条第3号）。
- 監理団体の許可が取り消されると、監理事業を行うことができなくなり、現在受け入れている技能実習生の実習監理も継続できなくなる。また、取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられない（法第26条第2号）。

	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
改善命令 (第36条第1項)	0	0	2	10	15	27
許可取消し (第37条第1項)	1	4	13	13	12	43

(行政処分を受けた監理団体数)

## 処分手例

### 【実習実施者への監査・指導に関するもの】

- ・実習実施者に対する監査・指導を適切に行っていなかった
- ・実習実施者について実習計画認定の取消しに該当する疑いがあると認めたにもかかわらず、直ちに、臨時監査を行っていなかった
- ・監査終了後に報告書を作成・提出していなかった（遅滞なく作成・提出していなかった）
- ・実習実施者に対し、認定計画に従い、団体監理型技能実習を実習監理していなかった
- ・実習実施者に対し、法令に従った適切な技能実習計画の作成指導を行っていなかった

### 【送出国からの取次ぎに関するもの】

- ・外国の送出国との間で技能実習に係る契約の不履行に関する違約金や、監理事業に関する手数料の受取りなど、不適切な契約を締結していた
- ・外国の送出国としての要件を満たさない機関から団体監理型技能実習の申し込みの取次ぎを受けた

### 【技能実習生の保護・支援に関するもの】

- ・技能実習生の旅券等を保管し、外出その他の私生活の自由を不当に制限した
- ・技能実習生からの相談応需体制が適切に整備されていなかった

### 【その他】

- ・自己の名義をもって他人に監理事業を行わせた
- ・外部監査人による監理事業に係る監査を行っていない
- ・認定計画に従って入国後講習を実施していなかった
- ・傘下の実習実施者について技能実習法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出した
- ・技能実習を行わせようとする者に不正に技能実習計画の認定を受けさせる目的で、虚偽の文書を提供した
- ・外国人に不正に出入国管理及び難民認定法の規定による許可を受けさせる目的で、偽造された文書を地方出入国在留管理局に提出した

- ・主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任  
監督

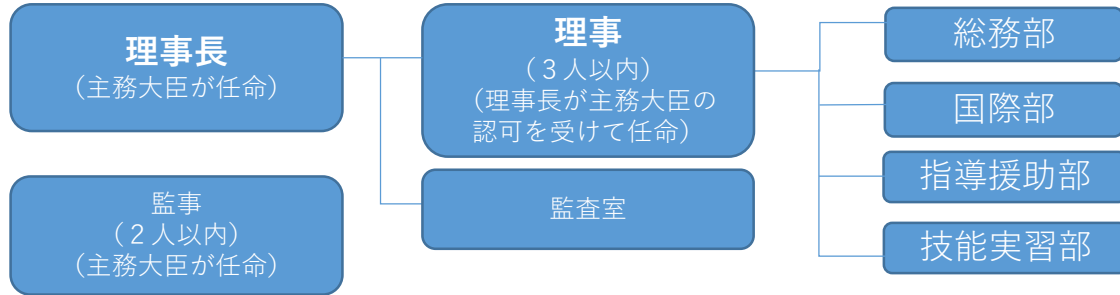
報告

## 外国人技能実習機構（平成29年1月25日設立）

本部事務所 Tel.03-6712-1523（代表）

東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

人員：97人



地方事務所 全国13か所：本所8か所・支所5か所（管轄地） 人員：490人

- 札幌事務所（北海道）
- 仙台事務所（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- 東京事務所（栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、山梨県）
  - ・水戸支所（茨城県）
  - ・長野支所（長野県、新潟県）
- 名古屋事務所（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
  - ・富山支所（富山県、石川県、福井県）
- 大阪事務所（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- 広島事務所（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- 高松事務所（徳島県、香川県）
  - ・松山支所（愛媛県、高知県）
- 福岡事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県）
  - ・熊本支所（熊本県、宮崎県、鹿児島県）

## 所掌事務

- 送出機関情報の収集・管理
- 二国間取決めに基づく定期協議
- 監理団体の許可に関する調査  
 令和3年度
  - ・監理団体許可件数：277件
  - ・事業区分変更許可件数：130件
  - ・監理団体許可有効期間更新件数：347件
- 実習実施者・監理団体に対する報告要求、徴収、  
 実地検査等  
 令和3年度の実地検査数
  - ・監理団体：4,162件（監理団体数：3,505）
  - ・実習実施者：24,105件（実習実施者数：61,803）  
 （監理団体へは年1回実施、実習実施者へは3年間で全数を網羅している。）
- 技能実習に関する各種報告（監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等）の受理
- 技能実習計画の認定  
 令和3年度
  - ・企業単独型技能実習：2,721件
  - ・団体監理型技能実習：168,666件
- 技能実習継続支援
- 実習実施者の届出の受理
- 技能実習生の母国語相談対応・援助・保護  
 令和3年度
  - ・母国語相談件数：23,701件
  - ・技能検定等の受検手続支援：191,558件
- 技能実習に関する調査・研究



- 外国人技能実習機構における相談件数は、平成29年度から一貫して大幅に増加している。
- 技能実習生等を対象に、制度概要や相談先などを紹介する動画を10か国語で作成し、SNS等で発信するなど、より分かりやすい情報発信に取り組んでいる。

## 外国人技能実習機構による母国語相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
技能実習生の在留者数（人）	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123
相談件数（件）	<b>854</b>	<b>2,695</b>	<b>7,452</b>	<b>13,353</b>	<b>23,701</b>

（出典）外国人技能実習機構「平成29年度業務統計」、「平成30年度業務統計」、「令和元年度業務統計」、「令和2年度業務統計」、「令和3年度業務統計」

## 外国人技能実習機構による情報発信

### 【アプリによる情報発信】

- ・日本語教育アプリ『げんばのにほんご』
- ・「技能実習生手帳」アプリ  
※ 入管職員から、技能実習生の入国時に「技能実習生手帳」を一人一人に手交

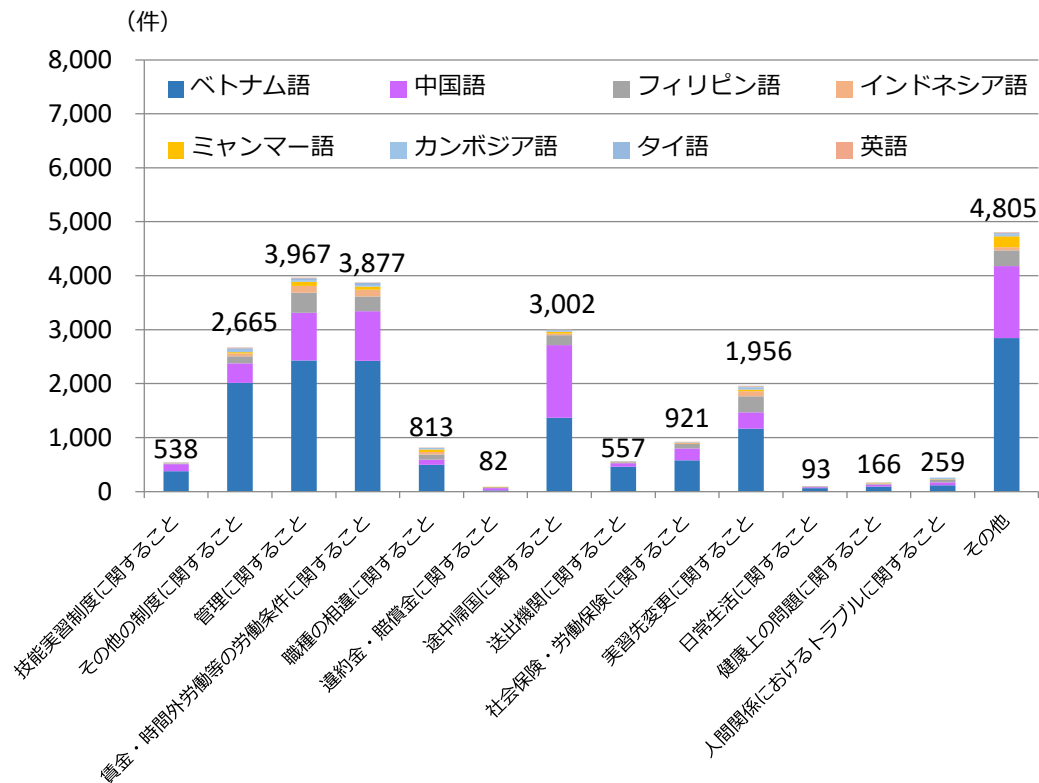
### 【外国人技能実習機構HPにおける多言語での情報発信】

- ・技能実習に関する情報のみならず、地域の防災情報等を発信

## 相談対応・情報発信に係る最近の取組

- 2021.3
  - ・技能実習生等を対象に制度概要や相談先などを紹介する動画を10か国語で作成（YouTube）
  - ・上記動画について、入管庁HPやSNS等で発信するとともに、送出国政府に対して周知依頼
- 2021.4
  - ・外国人技能実習機構に「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を開設し、暴行・脅迫等の緊急案件を迅速に把握の上、技能実習生の一時保護及び実習実施者等への指導を一体的に実施する体制を構築
- 2021.6
  - ・失踪防止のためのリーフレットを作成し、地域協議会や事業協議会等を通じて、業所管省庁や関係機関に協力を要請

## 言語別・相談内容別 母国語相談件数



（出典）外国人技能実習機構「令和3年度業務統計」

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構が一時宿泊先の提供等の支援を行う。

## 一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

### 技能実習生から外国人技能実習機構（本部又は地方事務所・支所）へ相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断

### 一時宿泊先の提供

- ・ 外国人技能実習機構は、あらかじめ旅館ホテルの団体と協定を締結
- ・ 一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、技能実習生に一時宿泊先を提供

### 一時宿泊施設における支援

- ・ 技能実習生に対する宿泊先と食事等の提供
- ・ 新たな実習先の確保等の支援（費用は外国人技能実習機構が負担）。

## 宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

- 令和3年度末時点で、宿泊支援件数は、117件（事業を開始した平成30年4月からの累計）
- 宿泊支援協定締結対象施設は、386か所

## 1. 外国人在留総合インフォメーションセンター（※1）の設置

（※1）官署によっては、インフォメーションセンターという名称でない場合があります。

外国人及び本邦の関係者からの入国手続や在留手続等に関する各種の問合せに応じるために、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口を設置。（個別事案に関する申請や許可の見通し／審査の進捗状況、処分結果／退去強制手続の進捗状況／についてはお答えしていません。）

## 2. 相談方法

＜電話＞	電話番号	0570-013904（IP、海外：03-5796-7112）	対応時間	平日 午前8：30～午後5：15
	対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、クメール（カンボジア）語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥ語		
＜メール＞	アドレス	info-tokyo@i.moj.go.jp	対応言語	日本語、英語
＜来所＞	下記の窓口一覧のとおり			

### ＜窓口一覧＞

	所在地	時間	日本語以外の対応言語
札幌	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	平日 午前8:30～午後5:15（火曜～金曜日（※2）は午後0:00～午後1:00を除く。）	英語
仙台	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	平日 午前8:45～午後4:30	英語、中国語（ベトナム語についても対応可能な場合あり）
東京	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	平日 午前8:30～午後5:15	上記電話相談の対応言語と同じ
横浜	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	平日 午前8:30～午後5:15	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
名古屋	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	平日 午前8:30～午後4:00	英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語（ベトナム語についても対応可能な場合あり）
大阪	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	平日 午前8:30～午後5:15	英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語
神戸	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	平日 午前8:30～午後5:15	英語、中国語（スペイン語またはポルトガル語についても対応可能な場合あり）
広島	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	平日 午前9:00～午後4:00	英語（中国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語についても対応可能な場合あり）
高松	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72-9	平日 午前9:00～午後4:00（午後0:00～午後1:00を除く。）	英語
福岡	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第一法務総合庁舎	平日 午前9:00～午後4:00	英語、中国語（韓国語についても対応可能な場合あり）
那覇	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	平日 午前9:00～午後4:00（午後0:00～午後1:00を除く。）	英語

（※2）連続する閉庁日後の最初の開庁日を除く。

○ 令和4年度における外国人在留総合インフォメーションセンターの相談件数は、全体で480,779件であり、相談の対象者の在留資格別では、技能実習が4,982件、特定技能が9,342件となっており、相談内容別では、技能実習制度が565件、特定技能制度が5,653件となっている。また、相談の対象者の国籍・地域別では中国、ベトナム、フィリピンの順で多くの相談が寄せられている。

(表1) 令和4年度 相談の対象者の在留資格別相談件数 (暫定値)

相談件数 合計	技術・人文知識・国際業務	日本人/永住者の配偶者等	永住者	定住者	留学	家族滞在	特定活動	短期滞在	新規入国予定者
	79,088	52,588	44,379	43,463	38,168	36,037	28,439	26,684	25,773
480,779	特定技能	経営・管理	高度専門職	技能	技能実習	教育	教授	その他	不明
	9,342	7,351	6,617	6,509	4,982	2,216	1,913	32,261	34,969

(表2) 令和4年度 相談内容別の相談件数の傾向 (上位16項目) (暫定値)

相談内容	相談件数	相談内容	相談件数
1 在留カード・届出関係	105,862	9 在留の可否 (取消含む)	4,504
2 在留資格認定証明書	45,091	10 就労の可否	4,494
3 永住申請	39,546	11 オンライン手続全般	2,926
4 再入国	24,277	12 検疫関係	1,939
5 資格外活動	20,202	13 退去強制手続	1,314
6 新規入国	11,586	14 難民認定手続	1,274
7 帰国困難	8,792	15 通訳・翻訳	641
8 特定技能制度 (登録支援機関含む)	5,653	16 技能実習制度	565

※相談内容が明らかなものから上位16項目を集計

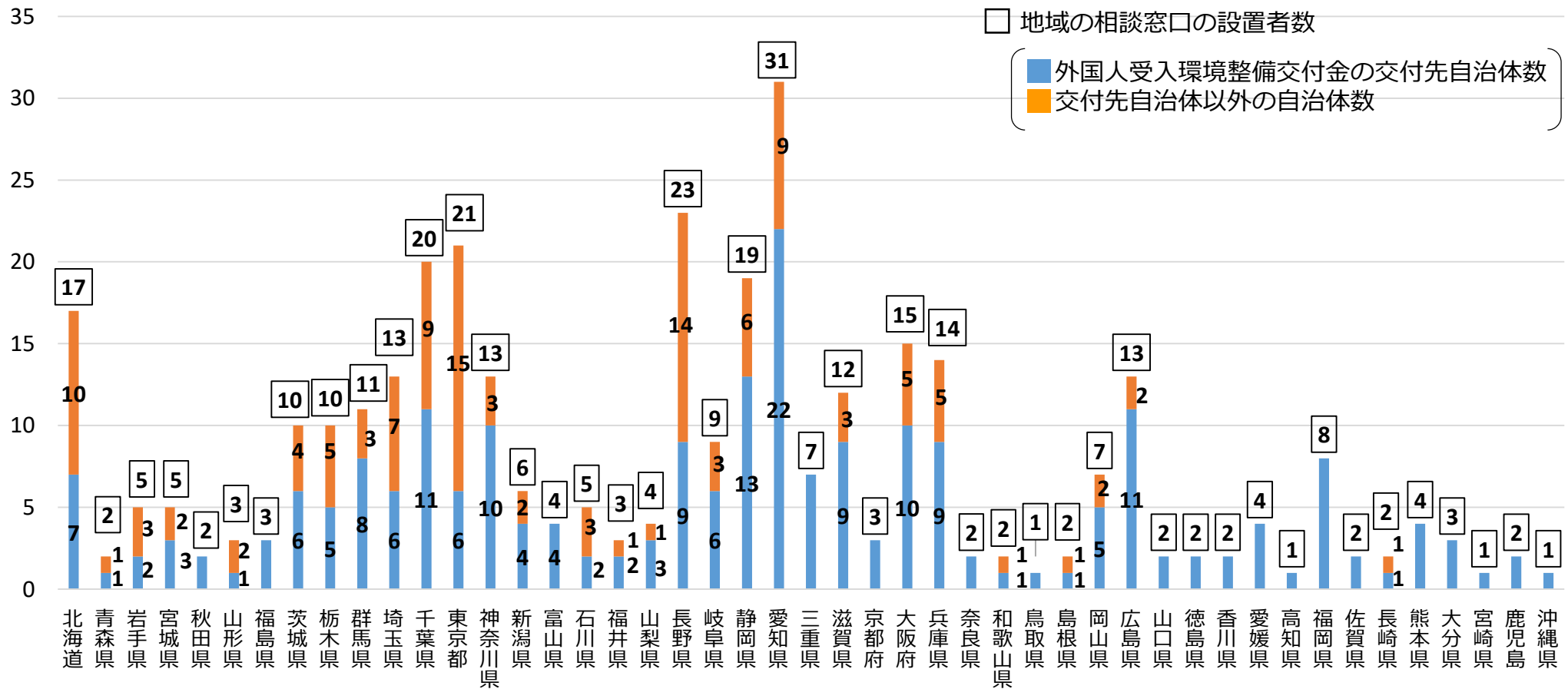
(表3) 令和4年度 相談の対象者の国籍・地域別相談件数の傾向 (暫定値)

国籍・地域	相談件数
1 中国	124,454
2 ベトナム	50,056
3 フィリピン	41,067
4 ネパール	24,188
5 韓国	24,018
6 ブラジル	19,498
7 米国	12,801
8 ペルー	8,165
9 インド	7,280
10 台湾	7,052

※不明・その他を除き上位10か国・地域を集計

- 当庁が把握している地域の相談窓口の設置者は全国351の自治体であり、沖縄県を除く46の都道府県が相談窓口を設置している（令和4年8月時点）。また、全国20の政令指定都市についてもそれぞれ相談窓口を設置している。
- 当庁から外国人受入環境整備交付金により窓口の設置・運営を支援している交付先は、全国で228の自治体であり、沖縄県を除く46の都道府県に交付している（令和4年度末時点。なお、沖縄県については、令和5年度交付決定済み）。また、さいたま市を除く19の政令指定都市についても交付している。

都道府県別の地域の相談窓口の設置者数と外国人受入環境整備交付金の交付先自治体数



令和5年度政府予算 11億円

## 概要

### ■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

### ■ 交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

### ■ 交付限度額（整備事業・運営事業共通）

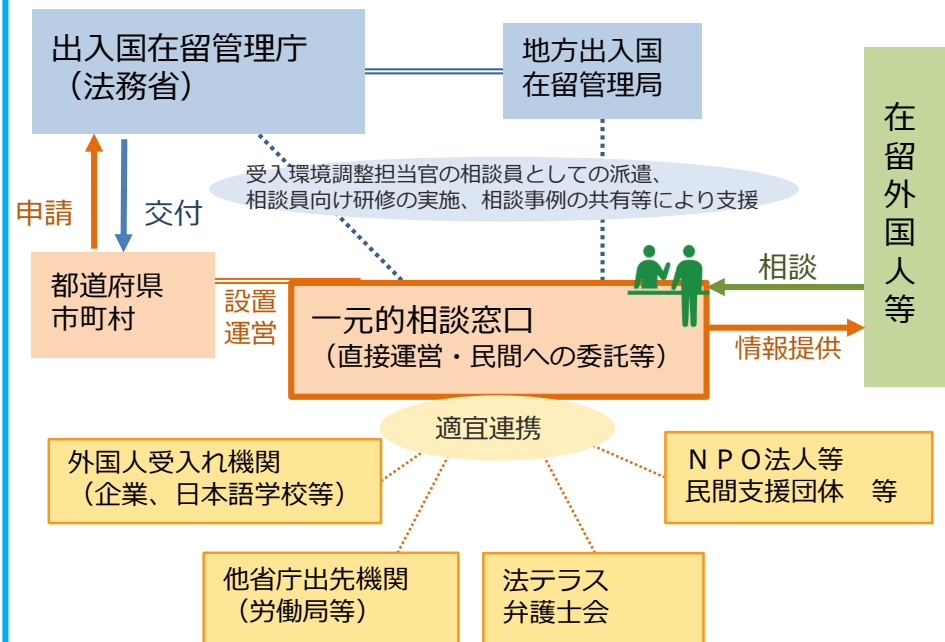
区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	-	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

### ■ 交付率

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1 (※)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

## 事業スキーム



## ウクライナ避難民対応の特例

ウクライナ避難民に対して行う情報提供等のための特別な対応をする場合に要する経費（運営事業）について、**交付限度額を超えて交付決定等を行う措置**を引き続き実施（令和5年9月末までの運営費が対象）。

特例措置適用のイメージ

例：A県（交付限度額1,000万円）



特例措置の対象となる経費の例

- 情報提供等に使用する資料の翻訳費、印刷費
- 相談対応を行うための通訳費、人件費、窓口運営費



## 1. 受入環境調整担当官の配置

- 外国人の受入れ環境整備を目的として、地方出入国在留管理官署（空港支局・一部の出張所を除く）に126名を配置。

## 2. 主な役割

### <地方公共団体との窓口役>

- 外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	0570-003259 所属部署番号310	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 在留支援部門	0570-064259 所属部署番号410
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査第二部門	022-256-6073	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-391-4747
東京出入国在留管理局	東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 在留支援部門	03-5363-3025	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 就労・永住審査部門	082-221-4526
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 就労・永住審査部門	0570-045259 所属部署番号20	高松出入国在留管理局	香川県高松市浜ノ町72-9 審査部門	087-822-5851
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 在留支援部門	0570-052259 所属部署番号130	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 審査管理部門	092-717-7595
			那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186



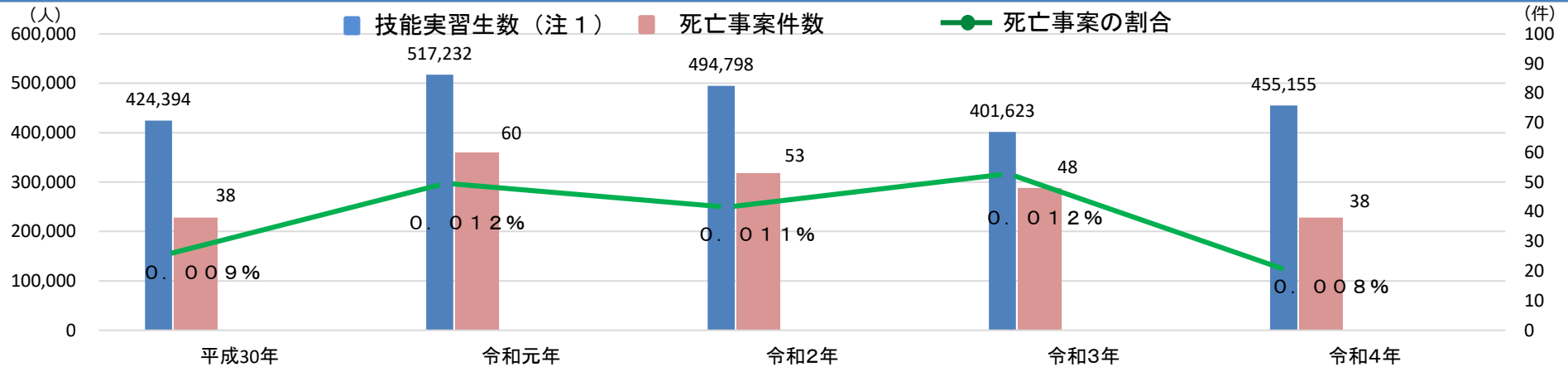
# 技能実習生の死亡事案の推移

## 技能実習生の死亡事案件数の推移（平成30年～令和4年）

○ 令和4年における技能実習生の死亡事案件数は38件であり、技能実習生数に占める死亡事案件数の割合は0.008%。

技能実習生の死亡事案件数は令和元年以降、減少傾向にある。

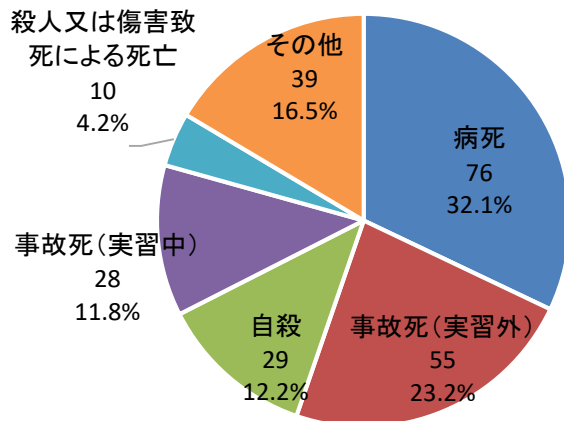
○ 死亡原因別では、「病死」の占める割合が最も高く、次いで、「事故死(実習外)」、「自殺」の順に割合が高い。



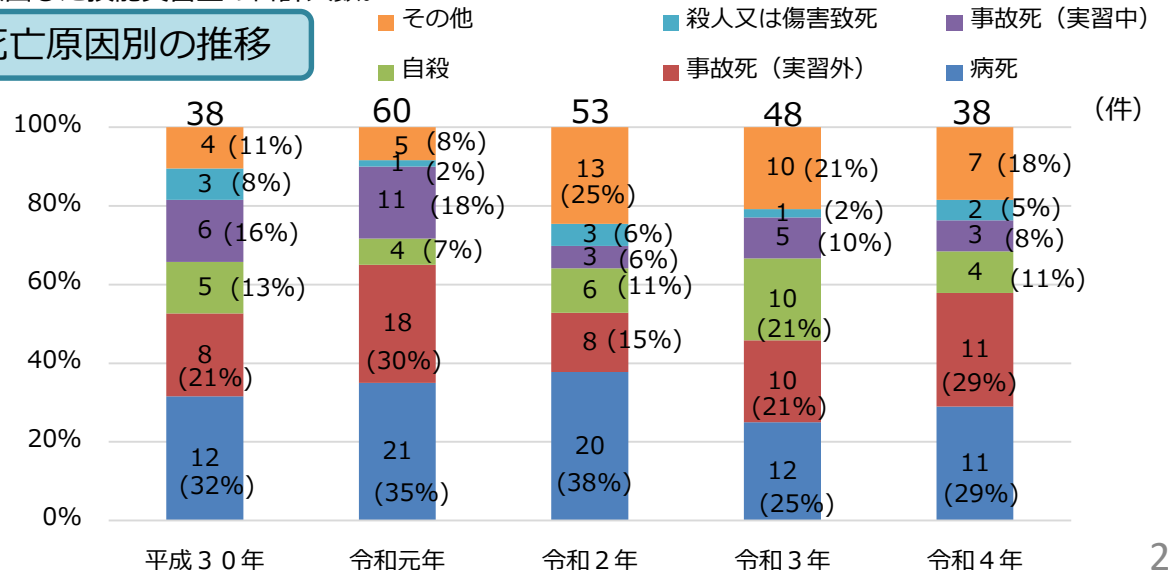
(注1) 技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数。

### 死亡原因別

死亡事案件数：237件



### 死亡原因別の推移



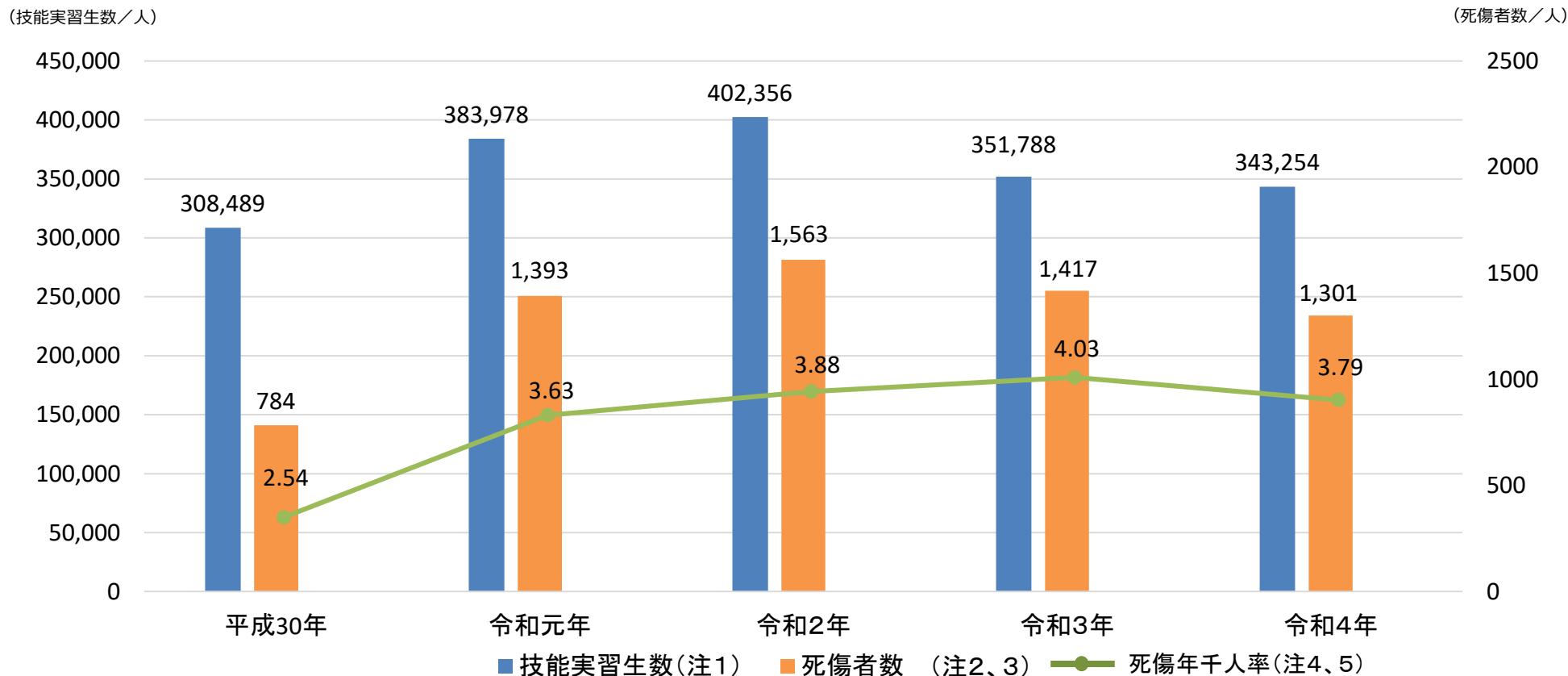
(注2) 通勤中の事故死は、「事故死(実習外)」に含む。

(出典) 出入国在留管理庁が技能実習機構に対して提出された技能実習実施困難時届出をもとに業務上集計したもの。 21

# 技能実習生の労働災害発生状況の推移

## 技能実習生の労働災害発生数の推移（平成30年～令和4年）

○ 令和4年における技能実習生の労働災害による休業4日以上<sup>（注4）</sup>の死傷者数は1,301人（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）であり、同年の技能実習生の労働災害発生率（死傷年千人率）は約3.79。



（注1）技能実習生数は、各年の「外国人雇用状況」の届出状況の数値を用いている。

（注2）死傷者数は、各年の労働者死傷病報告から算出（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）。新型コロナウイルス感染症へのり患による死傷者数は令和2年は62人、令和3年は495人、令和4年は927人。

（注3）令和元年に労働者死傷病報告の様式が改正されたため、平成30年は令和元年以降と集計方法が異なる。

（注4）死傷年千人率＝労働災害による休業4日以上<sup>（注4）</sup>の死傷者数/その年の技能実習生数×1,000。

（注5）小数点第三位を四捨五入

（出典）厚生労働省「外国人雇用の届出状況について」（平成30年10月末現在～令和4年10月末現在）

技能実習生の労災事案を防止するために、次のような取組を行っている。

## 安全衛生に関する義務付け

- 従事させる業務に関する義務付け
  - ・ 技能実習において、安全衛生に係る業務を必ず一定以上行うこと(技能実習法施行規則第10条第2項第2号ニ)
  - ・ 必須業務、関連業務及び周辺業務のそれぞれについて、従事させる時間のうち10分の1以上を安全衛生に係る業務を行わせること(技能実習制度運用要領第4章第2節第3(2)従事させる業務の基準に関するもの)
- 入国後講習に関する義務付け
  - ・ 入国後講習において、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識に係る科目を実施すること(技能実習法施行規則第10条第2項第7号ロ)
  - ・ 入国後講習の各科目の留意点の「本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」として、従事する職種・作業に応じた安全衛生教育を必ず実施すること(技能実習制度運用要領第4章第2節第3(7)講習の基準に関するもの)

## 具体的な取組

- 一部職種の安全衛生対策マニュアルを機構ウェブサイトにおいて公表  
実習実施者の行う安全衛生管理や監理団体が行う監査の参考として活用できるよう、「機械・金属職種」、「食品製造職種」、「建設職種」及び「農業職種」についてマニュアルを作成し、公表
- 技能実習生手帳に留意事項や相談窓口を記載  
全ての技能実習生に対して配布している技能実習生手帳にも、技能実習中の労働災害の発生を防止するための留意事項や各種相談の窓口などを記載し、周知

## 労災を認知した場合の対応

外国人技能実習機構においては、労働基準監督機関から労働関係法令違反に係る通報を受けた場合や技能実習の業務に関連して疾病・怪我等により技能実習実施困難時届が出された場合には、優先的に臨時検査を行っており、技能実習法令違反が認められた場合には改善指導等を行うとともに、違反の態様に応じて主務省庁において、技能実習計画の取消しを含めた行政処分等を行っている。